

K-Report

2015年 8月 1日発行
第 5 卷 第 8 号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目11番39号 川本ビル4階

TEL 052-261-2611 URL <http://www.tomiken.org>

FAX 052-261-2612



目次

1. 改正情報

2. 労務管理の基礎知識

3. 所長コラム

1. 改正情報

■ ストレスチェック制度に関するマニュアル公表

平成27年12月より、改正労働安全衛生法により労働者50人以上の事業主に義務付けられることになった「ストレスチェック制度」について、厚生労働省より「ストレスチェック制度 簡単！導入マニュアル」が公表されました。（※1）

【公開された導入マニュアルのコンテンツ】

- ◇ ストレスチェックって何ですか？
- ◇ 何のためにやるのでしょうか？
- ◇ いつまでに何をやればいいのでしょうか？
 - ・ 導入前の準備
 - ・ ストレスチェックの実施
 - ・ 面接指導の実施と就業上の措置
 - ・ 職場分析と職場環境の改善
- ◇ 何に気をつければいいのでしょうか？
 - ・ プライバシーの保護
 - ・ 不利益取扱いの防止

導入されるストレスチェック制度は、定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団ごとに集計・分析し、職場におけるストレス要因を評価し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものも低減させるための制度です。

さらにその中で、メンタルヘルス不調のリスクの高い者を早期に見出し、医師による面接指導につなげることで、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する取組にもなります。

導入前の準備やプライバシーの保護など、事業主として取り組む際に注意が必要となる点も多くありますので、マニュアルを参考に早めに備えておきましょう。

（※1）

労働者数が50人未満の事業場については、当分の間努力義務となります。なお、労働者数が50人未満の事業場が合同で、医師・保健師などによるストレスチェックを実施し、また、ストレスチェック後の医師による面接指導などを実施した場合に費用の助成を受けられる「『ストレスチェック』実施促進のための助成金」制度があります。

2. 労務管理の基礎知識

■ 就業規則の作成と変更 ①

就業規則とは、労働時間や賃金などの労働条件や職場の服務規律などを文書にしたものです。作成にあたっては自社にあった内容となるよう検討し、必要事項を漏れなく記載する必要があります。なお、常時10人以上の労働者（注1）を使用する事業場では、就業規則の作成と労働基準監督署への届出義務があります（労働基準法第89条）。

【就業規則に必ず記載しなければならない事項】

- ① 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて交替に就業させる場合においては、就業時転換に関する事項
- ② 賃金（臨時の賃金等を除く）の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- ③ 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
- ④ 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項
- ⑤ 臨時の賃金等（退職手当を除く）及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑥ 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑦ 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑧ 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑨ 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- ⑩ 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- ⑪ 以上のほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

注1)

パートやアルバイトも含まれます。



右記の内、①～③は必ず記載しなければなりません（絶対的必要記載事項）。また、④～⑪は、定めをする場合は必ず記載しなければなりません（相対的必要記載事項）。なお、これら以外の事項についても、その内容が法令または労働協約に反しないものであれば任意に記載することもできます（任意記載事項）。

3. 所長コラム

■ 日本人は卑怯者だ

7月16日集団的自衛権の行使容認を柱とする安全保障関連法案が衆議院本会議で与党の賛成多数により可決された。

以前にも、憲法改正方法を変えようとした政府に対して強く疑問を抱いたが、今回も憲法の解釈を変えようと言う、姑息極まりない手段を強行したことに絶望感を覚えるのは僕だけだろうか。

ドイツでは、連邦議会及び連邦参議院の3分の2以上の同意が必要だがほぼ毎年行われている。アメリカでは、全州の4分の3の州議会の賛成と全州の4分の3の州の憲法会議の賛成という2種類の方法があるが憲法改正を行ってきている。

何故憲法改正を堂々と発議し、議論をしていくことをしないのか。日本国民として恥ずかしく、いつから日本人はこんな卑怯な国民に成り下がってしまったのか。いつまでもアメリカに押し付けられた憲法だからとグズグズ言っていないで堂々と議論するべきだよ。立ち上がれ日本人！！



多くの学者が違憲と指摘し、世論調査でも反対意見が多数を占めている中、審議時間が100時間を超え議論は尽くされたと強行採決に踏み切られました。
民主主義は一体どこへ…。